9　いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域における武力紛争等により自己の投資財産について損失等を被るものは、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えられること等について定める。（第九条関係）

10　一方の締約国又はその指定する機関が、保険契約等に基づいて支払が行われることによって投資家を代位する場合について定める。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域に向けた又は自国の領域からの資金の移転であって、この協定に規定する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること等について定める。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって企業であるものが当該一方の締約国と外交関係を有していない第三国の投資家によって所有され、又は支配されていること等を立証する場合には、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第一二条関係）

13　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な措置等をとることができる旨定める。（第一三条関係）

14　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について定める。（第一四条関係）

15　この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該条約とが抵触する場合には、当該条約が優先する旨定める。（第一五条関係）

16　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一一条の規定に基づく義務等に適合しない一時的なセーフガード措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一六条関係）

17　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる旨定める。（第一七条関係）

18　一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争の解決について定める。（第一八条関係）

19　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一九条関係）

20　合同委員会の設置等について定める。（第二〇条関係）

21　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二一条関係）

法律

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十五号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「使用者は」の下に「、第五十五条の五第一項に規定する場合を除き」を加える。

第五十五条の三の次に次の二条を加える。

（合併及び分割）

第五十五条の四　使用者である法人の合併の場合（使用者である法人と使用者でない法人が合併する場合において、使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、使用者の地位を承継する。

2　第五十三条第一号及び第三号並びに第五十四条の規定は、前項の認可について準用する。

（相続）

第五十五条の五　使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。

2　前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第五十六条第四号を削り、同条第三号中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。

第五十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十七条を削る。

第五十六条の三第六項中「第五十六条の三第五項」を「第五十七条第五項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十六条の二の次に次の二条を加える。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第五十六条の三　使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　使用施設等の保全

二　核燃料物質の使用